

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
☎ 0570-078374
(※フリーダイヤルではありません)

コールセンターです。

どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に解決のための道案内をしています。

※弁護士／司法書士による法律相談とは異なりますのでご了承ください。

法的トラブルでお悩みの方のお問い合わせに対し、

- ・適切な法制度や手続きをご紹介
- ・相談機関(公的機関窓口等)のご紹介
- ・法律相談窓口のご案内

などを行っています。

受付
時間

・サポートダイヤル
・支援ダイヤル
共通

平日 9:00 ～ 21:00

土曜日 9:00 ～ 17:00

日曜日・祝祭日休業

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
☎ 0570-079714
(※フリーダイヤルではありません)

●精通弁護士の紹介

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

●相談窓口のご案内

犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、支援団体などの窓口をご案内します。

法 テ ラ ス 石 川



法テラス
日本司法支援センター

の ご 案 内

【情報提供(予約不要/要件無)】消費生活アドバイザー等の情報提供専門職員による相談内容の聴き取り、相談機関の案内等

【無料法律相談(予約制/要件有)】お一人30分
法律相談開催日時

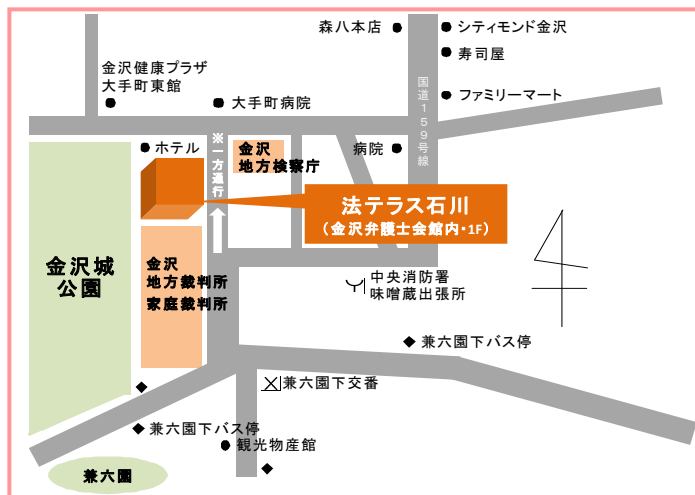
… 毎週火曜日・木曜日、月2回月曜日 午前

業務時間(祝祭日を除く) 月 ～ 金 9:00 ～ 17:00

〒 920-0937

石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内

●バス「兼六園下」停留所下車 徒歩5分



金沢
地方裁判所・家庭裁判所



こちらの建物(金沢弁護士会館)の1Fです。
法テラス石川専用の駐車場はございません。

日本司法支援センター

法テラス

日本司法支援センター 石川地方事務所

法テラス石川

☎ 0570-078374
(サポートダイヤル)

“法テラス”は愛称です。

法律によって心に光を照らす場という意味が込められています。

法テラス石川

検索



A 情報提供

法制度に関する知識をもった
窓口担当者による手続き案内等

- 相談内容の聴き取り
- 法的手続き等の案内
- 関係機関の紹介
- 無料法律相談予約

B 無料法律相談（30分）

ご利用には要件があります

弁護士／司法書士による
法律相談（同一案件通算3回まで）

C 弁護士／司法書士費用の立替え

ご利用には要件があります

代理援助

裁判や調停、交渉
などで、弁護士／
司法書士による
代理が必要な場合
に、代理人費用を
立替えます。

書類作成援助

裁判所に提出する
書類の作成を行う
弁護士／司法書士
の費用を立替えます。

ご利用の要件

1 収入などが一定額以下であること

離婚事件など夫婦間のトラブルがある場合を除き、
原則、**申込者と配偶者の収入・資産を合計した金額**で判断します。

基準①

収入等の合計			
単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
* 5人家族以上は、1人増につき30,000円を加算。			
家賃・住宅ローン加算額			
単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円
* 家賃、住宅ローンを負担している場合は、限度額の範囲内で収入基準に加算できます。 * 医療費、子供への教育費などの出費がある場合には、その出費額を収入から差し引くことができます。			

基準②

資産（現金・預貯金）の合計			
単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下
代理援助・書類作成援助の場合は、以下も要件に入ります！			
・不動産（自宅や係争物件を除く） ・有価証券（株取引など） ・生命保険の解約返戻金（生命保険）			
上記の資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金との合計額が上記の基準以下である必要があります。			

2 勝訴の見込みがないとは言えないこと

和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるか、自己破産の免責見込みはあるかなどを検討します。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

弁護士／司法書士

費用の立替え制度

立替え可否の審査

【必要書類】依頼予定の弁護士/司法書士に提出していただきます。

- ・収入証明書（給与明細、源泉徴収票等）
- ・住民票（本籍地・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの）
※マイナンバーの記載は不要です。
- ・事件関係書類
- ・債権者一覧表（債務案件の場合）、戸籍謄本（離婚等案件の場合）

【審査事項】法テラスの審査委員が審査します。

ご利用の要件 **1 2 3** を満たすこと

援助開始

無料ではありません。立替えです。
事件が終了すれば、別途、成功報酬※も発生します。
※下記「弁護士/司法書士～成功報酬の例」参照

基準に基づき、弁護士/司法書士費用を法テラスが立替えます。原則として5,000円（最低額）～10,000円ずつ法テラスへ分割・無利息で償還（返済）していただきます。

援助終結

審査委員が弁護士/司法書士への
・成功報酬
・償還（返済）月額の変更額
を確定させ、援助の終結を決定します。

弁護士/司法書士費用と成功報酬の例（法テラス基準）

	案件	着手金等（税別）	実費
書類作成援助	債権者20件までの自己破産申立書作成	80,000円	17,000円
代理援助	離婚調停	80,000円～120,000円	20,000円
〃	離婚訴訟	180,000円～230,000円	35,000円
〃	500万円の損害賠償請求	200,000円	35,000円
〃	債権者10件までの自己破産申立	120,000円	23,000円
〃	債権者10件までの任意整理	140,000円	25,000円

（税別）
成功報酬（事件終結時）
・内容等により裁判所への出廷回数が増える場合があります（1回あたり10,000円）。
・相手方等から金銭等を得た場合（※）は、その10%を報酬として弁護士等にお支払いいただきます。
※法テラスは立て替えません。
・分割で相手方等から金銭等を得られる場合は、入金の手数料を弁護士等にお支払いいただきます。
・財産的給付のない事件等の場合は、60,000円～120,000円が基本です。

無料法律相談、費用の立替え制度は、民事法律
扶助制度のため、刑事事件は対象としておりません。